

新潟市告示第302号

いこいの家西川荘外4施設の使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第243条の2第1項の規定に基づき、いこいの家西川荘、いこいの家得雲荘、いこいの家蛍雪荘、中之口老人福祉センター、新潟市巻ふれあい福祉センターの使用料の徴収を令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第243条の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月11日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う場所	徴収受託者
新潟市西蒲区川崎308番地4 いこいの家西川荘	新潟市西蒲区漆山8700番地 株式会社 関越サービス 代表取締役社長 小川 和宣
新潟市西蒲区仁箇2730番地1 いこいの家得雲荘	
新潟市西蒲区巻甲121番地1 いこいの家蛍雪荘	
新潟市西蒲区福島323番地 中之口老人福祉センター	新潟市東区大山2丁目13番34号 社会福祉法人 愛宕福祉会 理事長 石崎 昂一
新潟市西蒲区巻甲4363番地 新潟市巻ふれあい福祉センター	新潟市中央区八千代1丁目3番1号 社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 会長 井浦 正弘